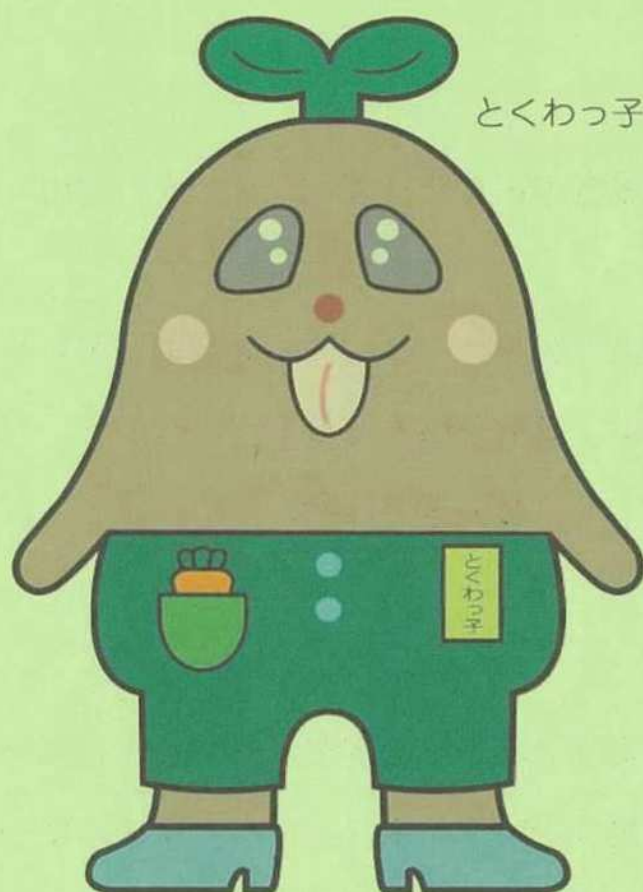


徳和住民自治協議会 設立総会議案書



日時 令和3年3月17日(水)
午前11時00分より
場所 徳和地区市民センター

徳和住民自治協議会設立総会 次第

1. 開会のことば
2. あいさつ
3. 来賓祝辞
4. 祝電披露
5. 議長選出
6. 議事録作成者の指名及び議事録署名人の選出
7. 議事
 - 第1号議案「徳和住民自治協議会会則 []」について
 - 第2号議案「地域計画書 []」について (資料①)
 - 第3号議案「役員を選出 []」について
8. 役員あいさつ
9. 議事
 - 第4号議案「令和3年度事業計画 []」について
 - 第5号議案「令和3年度収支予算 []」について
10. 議長退任
11. 閉会のことば

第1号議案

徳和住民自治協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、徳和住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自律的にまちづくりを行い、持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、徳和地区の範囲とする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市上川町263番地3 徳和地区市民センター内に置く。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (3) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (4) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (5) 住環境整備に関する事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 産業振興等に関する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (10) 地区の団体育成に関する事業
- (11) 地域計画の策定に関する事業
- (12) その他地域づくりに関する事業

(構成員)

第6条 協議会の構成員は、徳和地区に居住する住民及び徳和地区で活動する自治会をはじめとする各種団体等とする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会及び部会等をもって構成する。

- 2 協議会に事務局を置く。
- 3 協議会に監査を置く。

第2章 役員

(役員の種類)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 書記 2名以内
- (4) 会計 2名以内
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名
- (7) 事務局長 1名

- 2 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

(役員の設定)

第9条 協議会の役員は、総会に諮り決定する。

(役員の職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
- (3) 書記は、協議会の会務を記録する
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する
- (5) 理事は、協議会又は部会の円滑な事業運営に携わる
- (6) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する
- (7) 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する
- (8) 顧問は、役員会の命を受け、協議会の運営に関する助言をすることができる
- (9) 相談役は、役員会の命を受け、協議会の運営に関する助言をすることができる

(役員任期)

第11条 協議会の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員候補は、役員会に諮り決定する。任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会の種別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

- 2 代議員の定数は50名以内とする。
- 3 各自治会から選出される代議員数は、399世帯以下は、2名以内の選出をするものとし、400世帯以上の場合、3名以内の選出とする。(各自治会長は、その中に含む代議員とする。)その他、徳和地区に関係する各団体については、1名代議員として任命をする。また、各自治会からの推薦があり役員会にて承認された場合についても代議員として総会に諮り任命する。

(総会の開催)

第14条 通常総会は年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合
 - (2) 代議員の2分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに開催日時及び場所を示して、開会の15日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は会長が行う。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面議決)

第19条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、

議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。書面表決の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 事業計画、予算、決算の決定に関する事
- (2) 会則の改廃の決定に関する事
- (3) 地域計画の策定に関する事
- (4) 役員決定に関する事
- (5) その他必要と思われる事項に関する事

(総会の公開)

第21条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

- 2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権及び発言権は有しない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は役員及び事務局をもって構成する。

- 2 会長が必要と認めた場合は、役員会で顧問及び相談役に助言等を求めることができる。

(役員会の招集と議長)

第23条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第24条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 部会

(部会の構成)

第25条 協議会に、次の部会を置く。また、部会は徳和地区で活動する各種団体等及び構成員より選出された者で構成する。

- (1) 地区の単位自治会長等で構成される自治会部会
- (2) 地区の子どもの安心・安全に関わる地域みまもり部会
- (3) 地区の公民館活動や地区住民の交流・ふれあいの場づくりに関わる公民館部会
- (4) 地区住民の健康・福祉に関わる健康福祉部会

2 各部会の構成する者の中から各部会の部会長及び副部会長を選出する。

(部会の役割)

第26条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関する事
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関する事
- (3) 自治会部会は、基本協定における自治会が担う業務に関する事
- (4) その他部会運営等に関する事

第6章 会計及び監査

(経費)

第27条 協議会の経費は、会費、寄附金、市交付金、及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第28条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第29条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第30条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第7章 その他

(委任)

第31条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

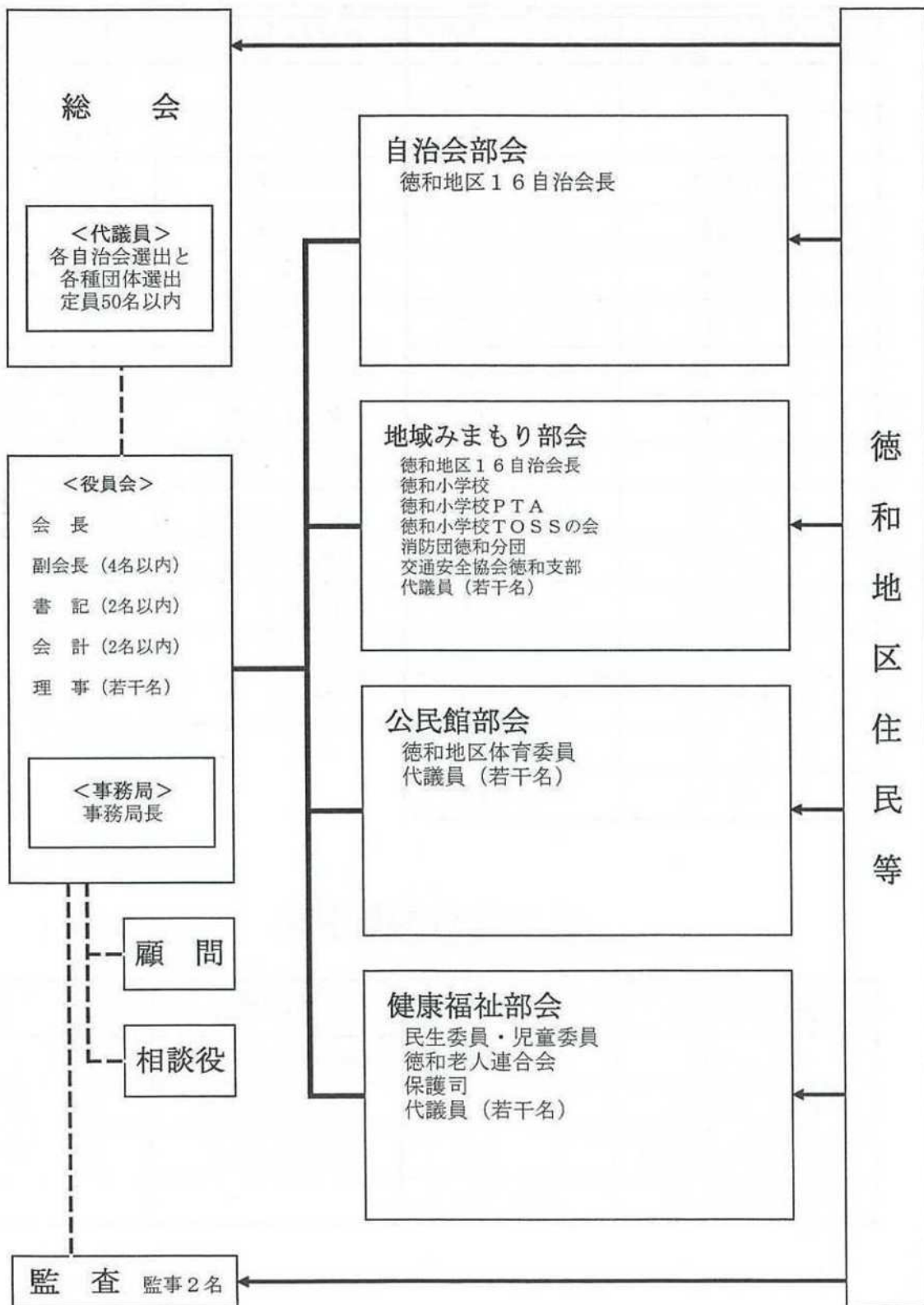
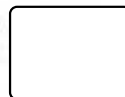
附 則

1 この会則は、令和3年4月1日から施行する。

(権利等の継承)

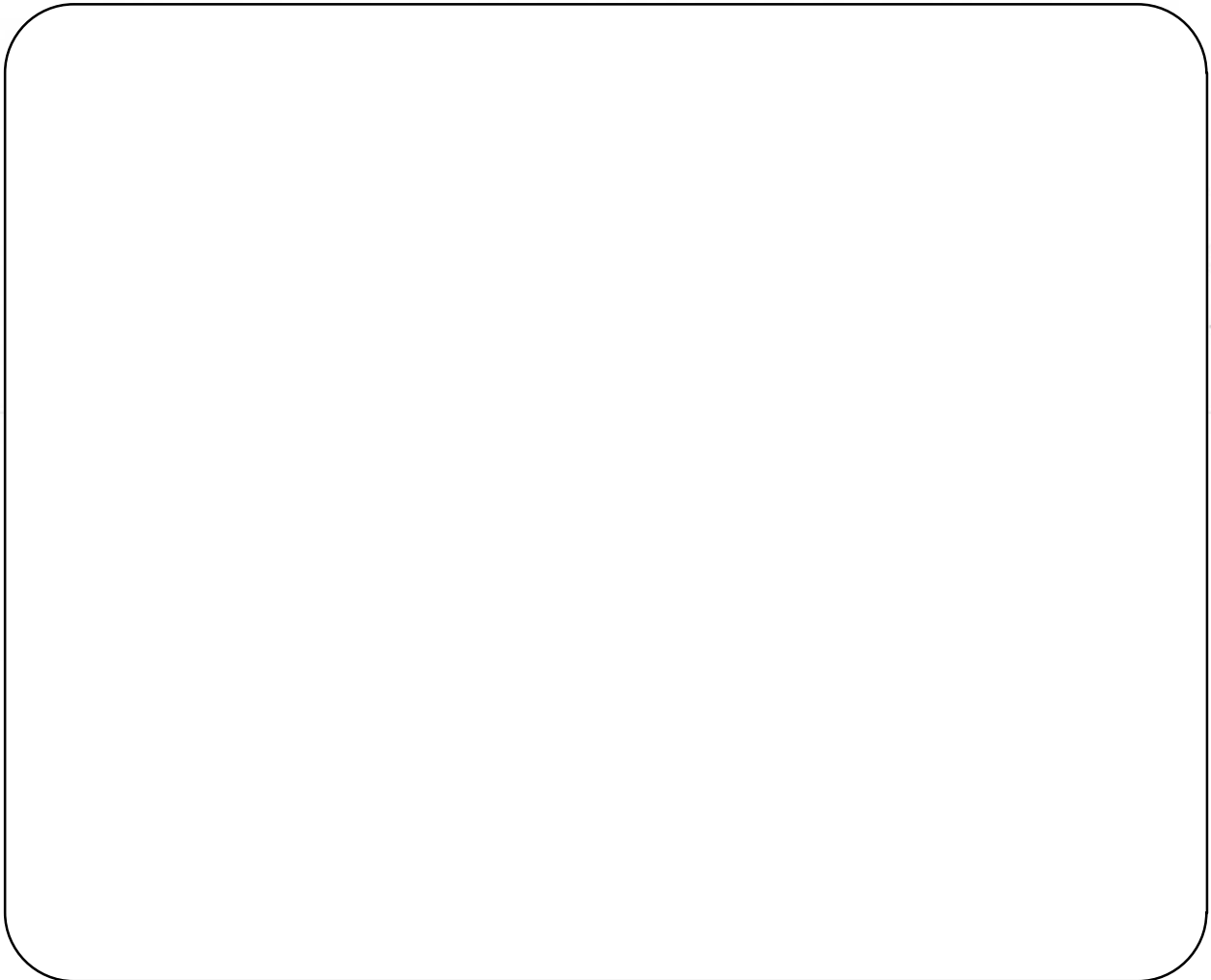
2 徳和地区自治連合会および徳和住民協議会に係る一切の権利、財産は、徳和住民自治協議会が継承するものとする。

徳和住民自治協議会組織図



自治会選出による代議員名簿

R3.4.1



その他代議員名簿

R3.4.1



令和3年度 徳和住民自治協議会役員

R3. 4. 1

役 職	氏 名	選 出 団 体 等	自治会名
会 長	後 建夫	松阪市住民自治協議会連合会 理事	久保梅村町
自治会部会長	後 建夫	久保梅村町自治会長	久保梅村町
副会長 兼 地域みまもり部会長	渡邊 幸香	徳和公民館長 南徳和自治会長	南 徳 和
副会長 兼 公民館部会長	田村 頼一	代議員	萌 木 町
副会長 兼 健康福祉部会長	谷口 寿	神戸・徳和地区 民生委員児童委員協議会会長	南 徳 和
書 記	永田 春巳	久保山自治会副会長	久 保 山
会 計	小野 朝生	下村すみれ町自治会長 民生委員児童委員	下村すみれ町
理 事	永作 邦夫	徳和老人連合会会長	上川町高田
理 事	西田 洋臣	徳和小学校校長	
理 事	鈴木 雄二	上川町県営第二団地自治会長	上川町県営第二団地
理 事	吉田 秀人	萌木町自治会長	萌 木 町
事務局長	渡邊 幸香	徳和公民館長 南徳和自治会長	南 徳 和
監 事	山田 光男	代議員	虹 が 丘 町
監 事	松下 和乗	徳和小学校TOSSの会会長	上 川 住 宅
顧 問	松岡 恒雄	松阪市議会議員	久保梅村町
顧 問	米倉 芳周	松阪市議会議員	虹 が 丘 町

各部会別 所属部員名簿

R3. 4. 1

	自治会部会	地域みまもり部会	公民館部会	健康福祉部会
1	後 建夫 (部会長)	渡邊 幸香 (部会長)	田村 頼一 (部会長)	谷口 寿 (部会長)
2	渡邊 幸香 (副部会長)	松下 和乗 (副部会長)	庄下 正昭 (副部会長)	永田 春巳 (副部会長)
3	大橋 忠生	谷口 寿 (みまもり委員)	小野 朝生 (副部会長)	後 恵美子 (副部会長)
4	庄下 正昭	永作 文秀 (みまもり委員)	口元 一正 (体育委員長)	金子 善生 (福祉委員)
5	宮本 光和	後 建夫	今西 義郎 (体育副委員長)	根子 和子 (福祉委員)
6	小野 朝生	大橋 忠生	宮下 敏樹	西田 進
7	永作 吉賢	庄下 正昭	表木 陽子	中瀬 チヅ
8	野口 篤子	宮本 光和	丸山 隆弘	山本 恵三
9	山川 高弘	小野 朝生	辻 章夫	山田 光男
10	米田 好久	永作 吉賢	山本 説	永作 邦夫
11	美谷脇 次生	野口 篤子	東浦 進一	竹内 生子
12	山崎 明	山川 高弘	根子 和子	徳山 栄美子
13	鈴木 雄二	米田 好久	奥山 知華	小菅 すが子
14	米倉 芳周	美谷脇 次生	永作 吉賢	堀 とよみ
15	門田 喜久子	山崎 明	鈴木 隆弘	市野 みちよ
16	吉田 秀人	鈴木 雄二	野口 篤子	小野 朝生
17		米倉 芳周	中西 志緒梨	鈴木 文男
18		門田 喜久子	米田 久隆	山口 千春
19		吉田 秀人	田所 和彦	奥野 和美
20		西田 洋臣	北村 桂一	小林 稔
21		大西 奈々	上田 貴弘	松岡 昭
22		東 らん子	鈴木 雄二	表木 一成
23		松岡 恒雄	地主 明子	新川 直美
24		中山 茂樹	大森 啓史	
25		伊藤 顕男	西 小百合	
26			脇 宣彦	

令和3年度 徳和住民自治協議会 事業計画

1. 『安心安全で心温まるまち徳和』を実現するため、次の事業を行う。

2. 総会・会議

- 総 会・・・年1回
- 臨時総会・・・必要に応じて
- 役員会・・・随時
- 部会会議・・・随時

3. 全体事業

- ・文化祭
- ・地域の未来を担う青少年と育成とサポート
- ・子どもの居場所づくり
- ・子どもで創る住民自治協議会
- ・松阪市を元気にする活動
- ・魅力ある徳和の情報発信

4. 自治会部会

「暮らしを守るまちづくり」

- ・行政との連絡調整
- ・感染症防止対策補助金
- ・自治会別防災訓練
- ・環境美化運動
- ・各自治会活動の情報交換
- ・防犯灯設置
- ・災害備蓄への啓発活動
- ・防犯連絡（久保交番との調整など）

5. 地域みまもり部会

「地域が守る子どもの未来」

- ・徳和小学校サポート支援
- ・交通安全推進活動
- ・徳和小学校との交流活動
- ・防犯パトロール

6. 公民館部会

「地域の交流・ふれあいの場づくり」

- ・やんちゃクラブ
- ・ふれあいユニカール（夏季/冬季）大会
- ・ふれあいとくわポッチャ大会
- ・夏休み親子ふれあい社会見学
- ・ふれあい松阪探訪
- ・その他学級・講座の開催

7. 健康福祉部会

「地域で進める健康づくり」

- ・ひとり暮らし高齢者「ふれあいの集い」
- ・福祉・保健施設等の視察
- ・老人福祉事業（スポーツ・芸能大会など）
- ・地域住民の健康づくり
- ・敬老事業

第5号議案

令和3年度 収支予算



収入

単位 円

科目	収入内容 (名称・相手方・金額詳細など)	令和3年度予算額
繰越金	徳和住民協議会	181,083
市交付金	松阪市住民自治協議会活動交付金	4,029,000
活動協力金	徳和地区16自治会 (5.200世帯×25円×12カ月)	1,560,000
	徳和地区16自治会 (16自治会×1,000円×12カ月)	192,000
	神戸徳和地区民生委員児童委員協議会	100,000
助成金	松阪市社会福祉協議会	650,000
雑収入		17
収入合計		6,712,100

支出

科目	事業番号	事業名	令和3年度予算額
活動費 (全体事業)	1	文化祭	350,000
	2	地域の未来を担う青少年の育成とサポート	100,000
	3	子どもの居場所づくり	100,000
	4	子どもで創る住民自治協議会	50,000
	5	松阪市を元気にする活動	50,000
	6	魅力ある徳和の情報発信	120,000
(小計)			770,000
活動費 (自治会部会)	7	感染症防止対策補助金	320,000
	8	徳和地区防犯灯設置補助金	220,000
	9	徳和地区防災訓練(防災講演会)補助金	330,000
	10	徳和地区環境美化運動(清掃活動)補助金	150,000
	11	活動費	500,000
(小計)			1,520,000
活動費 (地域みまもり部会)	12	徳和小学校サポート支援	100,000
	13	徳和小学校との交流活動	100,000
	14	交通安全推進活動費	100,000
	15	消防徳和分団助成金	100,000
(小計)			400,000
活動費 (公民館部会)	16	公民館総合補償制度	86,000
	17	公民館だよりの発行	70,000
	18	やんちゃクラブ	35,000
	19	ふれあい松阪探訪	50,000
	20	ふれあいユニカール(夏季・冬季)大会	230,000
	21	ふれあいとくわポッチャ大会	130,000
	22	その他学級・講座の開催	500,000
(小計)			1,101,000
活動費 (健康福祉部会)	23	徳和地区ひとり暮らし高齢者「ふれあいの集い」	330,000
	24	地域住民の健康づくり	100,000
	25	福祉・保健の研修など	50,000
	26	徳和老人連合会グラウンドゴルフ(春季・秋季)大会	60,000
	27	徳和老人連合会芸能発表会	20,000
	28	敬老事業	650,000
(小計)			1,210,000
事務局	29	会議費など	250,000
	29	各種事務用品、事務機器など	470,000
	29	事務人件費	960,000
	29	雑費	31,100
(小計)			1,711,100
支出合計			6,712,100

支出予算項目の経費に過不足が生じた場合は、流用することができる。

特別会計積立金(公民館運営委員会活動費繰越金) 344,049円 (徳和地区自治連合会活動費繰越金) 695,543円

令和3年度 徳和住民自治協議会 事業予定表

	行 事 名	令和3年度 予定日	実施部会		行 事 名	令和3年度 予定日	実施部会	
4月	徳和安全見守り活動	4月～5月	地域みまもり部会	10月	文化祭 全体会議	10月1日	全体事業	
	やんちゃクラブ	4月28日	公民館部会		文化祭遊休品値付	10月28日	全体事業	
5月	自治会要望書提出	5月中旬	自治会部会		文化祭準備	10月30日	全体事業	
	介護施設見学	未定	公民館部会		文化祭（20回目）	10月31日	全体事業	
	やんちゃクラブ	5月26日	公民館部会		お菓子工房M ハロウィンイベント	10月16日	全体事業	
6月	要望書現地立ち会い	6月中	自治会部会		健康ウォーク	10月10日	健康福祉部会	
	ふれあいユニカール夏季大会抽選・説明会	6月10日	公民館部会		徳和小 むかしあそび(1年生)	未定	地域みまもり部会	
	ふれあいユニカール夏季大会	6月20日	公民館部会		やんちゃクラブ	10月27日	公民館部会	
	歴史探訪	未定	公民館部会		11月	ひとり暮らし高齢者「ふれあいの集い」	11月11日	健康福祉部会
	やんちゃクラブ	6月23日	公民館部会			ひとり暮らし高齢者「ふれあいの集い」(未定)	11月25日	健康福祉部会
7月	子どもとお菓子づくり教室 (まつさか福祉会の地域貢献活動)	7月11日	公民館部会	男の料理教室	11月18日	公民館部会		
	男の料理教室	7月15日	公民館部会	やんちゃクラブ	11月24日	公民館部会		
	やんちゃクラブ	7月28日	公民館部会	12月	とくわポッチャ大会抽選・説明会	12月2日	公民館部会	
8月	親子ふれあい社会見学	未定	公民館部会		とくわポッチャ大会	12月12日	公民館部会	
	親子食育健康教室	8月一日	健康づくり課		やんちゃクラブ	12月22日	公民館部会	
	やんちゃクラブ	8月25日	公民館部会	1月	徳和小 名人さんに学ぼう(2年生)	未定	地域みまもり部会	
9月	敬老事業 記念品配布	9月1～20日	健康福祉部会		健康づくりお誘い隊養成講座	未定	健康づくり課	
	とくわポッチャ大会抽選・説明会	9月2日	公民館部会		男の料理教室	1月20日	公民館部会	
	文化祭 リーダー会議	9月9日	全体事業		子どもとお菓子づくり教室 (まつさか福祉会の地域貢献活動)	1月23日	公民館部会	
	とくわポッチャ大会	9月12日	公民館部会		やんちゃクラブ	1月26日	公民館部会	
	健康講座(医師講演)	未定	健康福祉部会	2月	公連協「公民館まつり」作品展示会	未定	松阪市	
	男の料理教室	9月16日	公民館部会		ふれあいユニカール冬季大会抽選・説明会	2月10日	公民館部会	
	公共施設見学(市内)	未定	公民館部会		男の料理教室	2月17日	公民館部会	
	やんちゃクラブ	9月22日	公民館部会		ふれあいユニカール冬季大会	2月20日	公民館部会	
3月				やんちゃクラブ	振日により休み	公民館部会		
				3月	趣味クラブ代表者会議	3月3日	公民館	
					公民館大掃除	3月3日	公民館	
					公連協「公民館まつり」芸能発表会	未定	松阪市	
			やんちゃクラブ		3月23日	公民館部会		

徳和住民自治協議会

松阪市上川町263番地3 徳和地区市民センター内

TEL 20-1100 FAX 60-1100

E-mail info@tokuwa.jp HP <http://www.tokuwa.jp/>

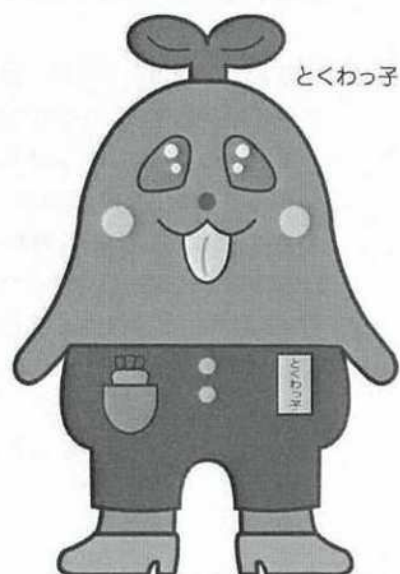
徳和住民自治協議会

地域計画書

《 安全安心で心温まるまち徳和 》

目 次

1. 徳和地区の概要
2. 地域の将来像
3. 地域の目指す姿
4. まちづくりの具体計画



令和3年4月

1. 徳和地区の概要（地域の特性：地理・文化・行事等）

地理：松阪市の中心から東南方向に位置し、伊勢街道沿いには昔ながらの街並みを残す地区や、多数ある新興住宅地では今なお住宅が増加しつつある地域です。また、旧来からの農地に加え、教育・医療・商業施設が多くあり、住みやすい環境の地域です。

文化：徳和地区の住民自治協議会は、久保梅村町、久保若芽町、久保山、下村町、下村すみれ町、南徳和、上川町高田、高田団地、上川町、通り上川町、上川町新田、上川住宅、上川町県営第二団地、虹が丘町、南虹が丘、萌木町の16の自治会で構成されています。その内、4自治会が500世帯以上と大規模な自治会が集まっている地域です。地域での活動は、自治会、公民館、民生委員児童委員、消防団、PTA、各種団体等により、自治会部会、地域みまもり部会、公民館部会、健康福祉部会の4つの部会で構成されており、「安心安全で心温まるまち徳和」を掲げ、あらゆる年代層が参加・参画でき共感しあえる行事を実施し、人と人との繋がりの大切さを学び、思いやりの心を育てて地域がひとつにまとまり、行動できることを目指して活動しています。

行事：主な地域の行事としては、自治会部会が「暮らしを守るまちづくり」を掲げ、防災訓練や、環境美化運動、地域の困りごとをいち早く解決するために行政との連絡調整など、年間を通じて活動しています。地域みまもり部会が「地域が守る子どもの未来」を掲げ、徳和小学校との交流活動やサポート支援などの事業を年間通じて行っています。公民館部会は「地域の交流・ふれあいの場づくり」を掲げ、ポッチャ大会、夏季・冬季にユニカール大会、親子社会見学、歴史探訪、やんちゃクラブなどの行事を行っています。健康福祉部会は「地域で進める健康づくり」を掲げ、9月に敬老事業記念品配布、10月に健康ウォーク、11月にひとり暮らし高齢者「ふれあいの集い」などの行事を行っています。全体行事としては、子どもの居場所づくり事業や、10月の文化祭、松阪市を元気にする活動として他地域に赴いたりしています。年間を通じて多種多様な行事を行っています。

◆徳和地区の年代別人口の推移

	徳和地区の人口	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)
2010年11月	13,106人	2,152人 (16.4%)	9,071人 (69.2%)	1,883人 (14.4%)
2015年11月	12,796人	1,895人 (14.8%)	8,545人 (66.8%)	2,356人 (18.4%)
2020年11月	12,225人	1,492人 (12.2%)	8,013人 (65.5%)	2,720人 (22.2%)

(松阪市 統計情報より)

◆地域の主な問題・課題

- 南海トラフを震源とした大規模地震や、年々規模が大きくなりつつある台風、局地的な豪雨など、災害に対する防災意識や安全安心に対する危機管理意識を高める必要があります。これまでは、幸いにも大きな被害がなかったため、地域をあげての防災訓練は行われてこなかったが、これからは自治会ごとに行われてきた防災訓練を横の繋がり、地域の連携のもと意識を高め一体となった活動を展開することが必要です。
- 国道 42 号線（松阪多気バイパス）や、県道 147 号線（松阪嬉野線）、県道 756 号線（松阪環状線）など、幹線道路が徳和地区を通過しており、地区内の車の交通量は、年々増えてきています。交通事故の危険性も高まってきており、特に高齢者や子供たちの身を守るための対策を講じる必要があります。
- 徳和地区は、他地区と比べても人口の多い地区ではありますが、人口の推移からも分かるように、年々人口は減ってきており、また、高齢者（65 歳以上）の数は徐々に増えてきています。65 歳以上の人口が全人口に対して、7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれていますが、徳和地区の人口から高齢化率を当てはめると「超高齢社会」に分類されます（2020 年 11 月現在で 22.2%）。地区人口が多いため気づきづらいですが、徳和地区でも 5 年経つごとに約 4 ポイントずつ高齢化率が上昇してきています。人口減少と高齢化はこれからも進んでいくため、地域住民が、互いに助け合える人間関係の構築や、地域による「安心・安全・楽しく・心温まる」地域づくりの対策を講じることで、地域住民がこれからも住み続けたいと思える徳和を創り上げていく必要があります。

2. 地域の将来像

安全安心で心温まるまち徳和

【将来像の考え方】

地域住民がお互いに支えあい、助け合える人間関係や、地域の子供や高齢者にやさしい環境づくりに取り組むことで、安全安心で心温まる環境を創り上げ、「徳和に住み続けたい」「徳和でよかった」「徳和をもっと良くしたい」と思ってもらえるように、あらゆる年代層の地域住民が協働して参加・参画できる『まちづくり』に取り組めます。

3. 地域の目指す姿

(1) 暮らしを守るまちづくり 《自治会部会》

地域住民が力を合わせて防災意識・危機管理意識の向上を図り、地震・風水害等の災害から身を守り、助け合うことができるまちづくりを目指します。また、豊かな自然や景観の保全、ごみの減量を推進し、美しいまちづくりを目指します。

(2) 地域が守る子どもの未来 《地域みまもり部会》

徳和安全見守り隊や地域住民による児童の登下校時などの見守り活動により、子どもを犯罪や交通事故から守るまちづくりを目指します。また、徳和小学校へのサポート支援活動を実施し、子どもの未来を地域が守るまちづくりを目指します。

(3) 地域の交流・ふれあいの場づくり 《公民館部会》

各種スポーツ大会やお菓子・パン等の料理教室、魅力ある内容の講座等を開催し、地域住民のふれあう機会を増やして、交流や親睦を深めてもらい、子どもから高齢者まで世代を越えてみんなが楽しめるまちづくりを目指します。

(4) 地域で進める健康づくり 《健康福祉部会》

子どもから高齢者まで世代を越えた交流を生み出し、高齢者でも楽しく集える場所の確保と健康づくりを推進し、地域住民が生き生きと安心して暮らすことができるような心温まるまちづくりを目指します。

4. まちづくりの具体計画

●全体事業や部会別の地域計画

(1) 安全安心で心温まるまち徳和 《全体事業》

事業名	事業内容	主体	スパン	予定時期	備考
1. 文化祭	地域住民のふれあいの交流を目的に、公民館を利用される団体による芸能発表や作品展、飲食の出店、遊休品・農作物の販売を実施する。	自主	短期	R3～ (継続)	
2. 子どもの居場所づくり	社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会の協力のもと、地区の子ども及びその保護者家族が安心して暮らすことができるような交流の仕組みづくりを図り、地域交流に発展することを目的として実施する。	協働	短期	R3～ (継続)	
3. 松阪市を元気にする活動	ハルーンアート等で他地域の住民自治協議会やその他団体等と交流を図りながら、松阪市を明るく楽しく元気に盛り上げていく活動を実施する。	協働	短期	R3～ (継続)	
4. 子どもで創る住民自治協議会	徳和の子どもたちが中心となって、徳和の魅力探しや発見、これからの徳和でやりたいことや必要なこと等、子ども目線で子どものための「まちづくり」を実現するために、会議やフィールドワークを実施する。地域住民は、学校等と協力して子どもたちのバックアップを行い、活動を盛り上げていく。	協働	中期	R3～ (継続)	
5. 魅力ある徳和の情報発信	協議会 News や公民館だより、ホームページ、また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用して、活動報告や、各種イベントの案内、地域・学校での出来事等を地域住民にもっと知ってもらい、地域の活動に出てきてもらえるような情報発信する。	自主	短期	R3～ (継続)	

(2) 暮らしを守るまちづくり 《自治会部会》

事業名	事業内容	主体	スパン	予定時期	備考
1. 行政との連絡調整	地域の困りごとなど、問題解決のために行政機関と迅速な連絡調整を行う。	協働	短期	R3～ (継続)	
2. 各自治会活動の情報交換	各自治会で取り組んでいる活動等を、相互協力のもと情報交換を行い、より良い自治会活動につなげる。	自主	短期	R3～ (継続)	
3. 防犯灯設置補助	防犯灯を新設・更新する自治会について補助する。	自主	短期	R3～ (継続)	
4. 防災訓練実施補助	防災訓練を実施する自治会について補助する。	自主	短期	R3～ (継続)	
5. 災害備蓄への啓発活動	各自治会や地域住民に対して、非常食や飲料水等の備蓄の啓発活動を実施する。	自主	短期	R3～ (継続)	
6. 環境美化運動実施補助	清掃活動を実施する自治会について補助する。	自主	短期	R3～ (継続)	
7. 防犯連絡	徳和地区を管轄にもつ久保交番と連絡を密に取り、地域の安全を確保する。	協働	短期	R3～ (継続)	

(3) 地域が守る子どもの未来 《地域みまもり部会》

事業名	事業内容	主体	スパン	予定時期	備考
1. 徳和小学校サポート支援	TOSS の会による登下校時の見守り活動や、算数サポート・読み聞かせ活動、読書室の図書整備等を実施する。	協働	短期	R3～ (継続)	
2. 徳和小学校との交流活動	小学校と地域住民の交流活動として、ハルーンや昔あそびや名人さんに学ぼう等の活動を実施する。	協働	短期	R3～ (継続)	
3. 交通安全推進活動	子どもたちの登下校時の見守り活動をはじめ、交通事故等から地域住民を守るため、交通ルールの啓発活動等を行う。	自主	短期	R3～ (継続)	
4. 防犯パトロール	消防団徳和分団を中心とした地域の防犯防災パトロールを実施する。	自主	短期	R3～ (継続)	

(4) 地域の交流・ふれあいの場づくり 《 公民館部会 》

事業名	事業内容	主体	スパン	予定時期	備考
1. やんちゃクラブ	親子で遊べる場、親同士で情報交換ができるような場づくりを目指して実施する。	自主	短期	R3～ (継続)	
2. 松阪探訪 歴史探訪	交流の場・ふれあいの場として、名所巡り等を実施して、知識向上・体力維持を図る。	自主	短期	R3～ (継続)	
3. ユニカール (夏季・冬季)大会 ポッチャ大会	子どもから高齢者まで世代を越えて交流と親睦を深めるとともに、健康増進のため実施する。また、全ての世代の方が楽しめる競技も検討していく。	自主	短期	R3～ (継続)	
4. 親子社会見学	親子のふれあいと参加者同士の交流の場づくりを目指して実施する。	自主	短期	R3～ (継続)	
5. その他学級 ・講座の開催	楽しめる・興味のある等々、ジャンルに縛られることなく、地域住民が参加したくなるような多種多様な講座や教室を開催する。	自主	短期	R3～ (継続)	

(5) 地域で進める健康づくり 《 健康福祉部会 》

事業名	事業内容	主体	スパン	予定時期	備考
1. ひとり暮らし高齢者「ふれあいの集い」	65歳以上の一人暮らしの方々に、楽しいひと時を過ごしてもらい、皆さんと語ってもらおう場づくりを目指して実施する。	自主	短期	R3～ (継続)	
2. 地域住民の健康づくり	交流と親睦を深めるための健康ウォークや、健康維持のための講座の実施等、健康増進を目的に実施する。	自主	短期	R3～ (継続)	
3. 敬老事業	民生委員児童委員が中心となって、80歳以上の高齢者を対象に、記念品配布を実施する。	自主	短期	R3～ (継続)	
4. 老人福祉事業 (スポーツ・ 芸能大会等)	老人連合会中心となって開催する高齢者向けの交流と健康づくりのためのスポーツ大会や芸能大会への補助。	自主	短期	R3～ (継続)	